行為に関する同項の措置に係る業務」を加え、同項第一号中「限る」を「限り、法第六十条の十三において準用する場合を含む」に、「から第三十九条まで」を「（法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第三十八条の二、第三十九条」に改め、同項第二号中「第三十条の二第一項」の下に「又は第六十条第二項」を加え、同項に次の一号を加える。

四　法第六十六条の五十五（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の五十七（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで又は第百六十八条から第百七十一条までの規定に違反する行為

第三十八条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　法第百九十四条の七第二項第三号の三に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の五十五（法第二条第四十一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の五十七（同条第二号にあつては、法第二条第四十一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条及び第百六十三条から第百七十一条までの規定とする。

第三十八条の二第一項中「並びに第二十七条の三十五」を「、第二十七条の三十五並びに第二十七条の三十七」に改め、同条第二項中「第六十六条の四十五第一項」の下に「、第六十六条の六十七」を加える。

第三十九条第一項中「この条、第四十一条の二及び第四十四条の三第一項において」を削る。

第四十一条の二の次に次の一条を加える。

（重要情報の公表に関する権限の財務局長等への委任）

第四十一条の三　長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額又は出資の総額をいう。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第二十七条の三十七第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）並びに法第二十七条の三十七第二項の規定による報告の求め（第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

二　法第二十七条の三十八第一項の規定による指示及び同条第二項の規定による命令

2　前項に規定する権限のうち、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における権限及び適正な重要情報の公表に特に資すると認められる場合における権限については、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融庁長官も行うことができる。

第四十二条第一項第六号中「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「第二十九条の四第三項」を「第二十九条の四第四項」に改め、「をいう。」の下に「次条第四項、」を加え、「法第五十六条の二第一項に規定する持株会社」を「持株会社（法第二十九条の四第三項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）」に、「（同条第三項」を「（法第五十六条の二第三項」に改め、同条第四項中「第二十一項」を「第二十一項」に改め、同条第五項中「第四十四条第三項」を「同条第三項」に改める。

第四十二条の二第四項中「法第五十六条の二第一項に規定する」を「金融商品取引業者を子会社とする」に改める。

第四十三条第一項第六号中「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「法第五十六条の二第一項に規定する」を削り、「（同条第三項」を「（法第五十六条の二第三項」に改める。

第四十三条の二の二第一項第六号中「同条第五項」を「同条第七項」に改める。

第四十三条の二の二の次に次の一条を加える。

（高速取引行為者に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の二の三　長官権限のうち次に掲げるものは、申請者又は高速取引行為者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者又は高速取引行為者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。

一　法第六十六条の五十一第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十六条の五十二第一項及び第六十六条の五十四第二項の規定による登録

三　法第六十六条の五十二第二項の規定による高速取引行為者登録簿の縦覧

四　法第六十六条の五十三の規定による登録の拒否

五　法第六十六条の六十六の規定による登録の抹消

六　法第六十六条の六十九において準用する法第五十七条第一項の規定による審問

七　法第六十六条の六十九において準用する法第五十七条第三項の規定による通知（法第六十六条の五十の登録に係るものに限る。）

八　法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第六号に規定する審問に係るもの

2　長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する高速取引行為者に係るものを除く。）は、高速取引行為者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該高速取引行為者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第五号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第六十六条の五十四第一項及び第三項、第六十六条の六十並びに第六十六条の六十一第一項の規定による届出の受理

二　法第六十六条の五十九の規定による書類の受理

三　法第六十六条の六十二、第六十六条の六十三第一項から第三項まで及び第六十六条の六十四の規定による処分

四　法第六十六条の六十五の規定による公告

五　法第六十六条の六十七の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の七第二項第三号の三の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

六　法第六十六条の六十九において準用する法第五十七条第二項の規定による聴聞

七　法第六十六条の六十九において準用する法第五十七条第三項の規定による通知（法第六十六条の五十の登録に係るものを除く。）

八　法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第六号に規定する聴聞に係るもの

九　第十八条の四の十一ただし書の規定による承認

3　前項第五号に掲げる権限で高速取引行為者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該高速取引行為者と取引をする者又は当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。